

平成29年度 櫛形ゴルフ倶楽部

年度会員 募集要項

気持ちのいいゴルフをしよう。



◆平成 29 年度「櫛形ゴルフ倶楽部年度会員」募集要項◆

1. 年度会員期間

平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日

※平成 28 年度内に入会した場合は、入会日より平成 29 年 12 月 31 日

2. 募集種別

全日年度会員

3. 募集人数

600 名

4. 年会費

15,000 円 消費税別途 (総額 16,200 円)

5. 入会資格

櫛形ゴルフ倶楽部年度会員の規約を遵守できる方

6. 募集期間

平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 5 月 31 日迄

7. 入会特典

① 基本料金 平日：5,600 円 (食事付)・土日祝：7,600 円
消費税・ゴルフ場利用税(500 円)・ゴルフ振興金 30 円は別途
季節優待料金も設定しております。

② 入会者には当該年度使用できる各種優待券進呈 (3 月オープン時)

- ・ フレンドリーチケット・・・1 枚
- ・ ご同伴／ご紹介ゲスト優待券・・・5 枚
- ・ 期間限定ご優待券・・・1 枚
- ・ お食事券・・・3 枚
- ・ ドリンク券・・・3 枚

3 来場ポイントによる割引特典

③ 平日は 2B カートフィ割増無料

④ 山桜の会(年度会員親睦会)を毎月開催(1 人でも参加できます)

⑤ JGA ハンディキャップ取得

⑥ 別途定める月例競技会に参加できる

⑦ 自動チェックインカードを進呈 (サインの必要がありません)

★早期入会特典

- ① **【ご入会ありがとうございますご優待券】**を入会日にプレゼント！
(平成28年10月・11月限定ご優待券です)
- ② 平成28年10月31日迄にご入会いただきますと
「**橿形ゴルフ倶楽部**」で平成29年6月末まで利用できる
【ご利用券3,000円】を入会日に差し上げます！
- ③ 11月1日～12月20日迄にご入会の方には
【ご利用券1,000円】を差し上げます。(3月オープン時進呈)

★さらに、継続特典進呈 (3月オープン時進呈)

【1組4名様HAPPYプレー券・平成29年6月末迄有効】
を差し上げます。

●**3年以上ご継続の方にはネームタグをプレゼント致します。**

8. お申込方法

- 所定の入会申込書に必要な事項をご記入の上、身分証明書(運転免許証・健康保険証等)の写しを添付し、ゴルフ場事務局にご提出ください。
※ご継続の方は、住所等にご変更がある場合のみ申込書のご記入をお願い致します。

- 年会費は指定口座へのお振込みをお願い致します。
 - ・第四銀行 中条支店 普通預金 1496421
 - ・北越銀行 中条支店 普通預金 2008581(株)ゼルコバ 橿形ゴルフ倶楽部 (振込手数料はご負担願います。)
又はゴルフ場へご持参ください。

9. その他

上記、入会特典の利用料金については、倶楽部が企画する特別料金においては、適用できない場合がありますので予めご了承下さい。

【グループコースのご案内】

長岡市の「グリーンヒル長岡ゴルフ倶楽部」がグループコースです。
追加年会費5,000円(消費税別途)で両コース共通の年度会員となります。

橿形ゴルフ倶楽部 〒959-2634 胎内市小牧台 900
TEL 0254-43-7200 FAX 0254-43-7204

平成 29 年度 橿形ゴルフ倶楽部年度会員 規約

第 1 章 本会名称は「橿形ゴルフ倶楽部年度会員」と称する。

第 2 章 本会の事務局は、橿形ゴルフ倶楽部に置く。

第 3 章 本会の運営は、橿形ゴルフ倶楽部で行う。

第 4 章 本会はゴルフを通じて、エチケット・マナーの向上に努めるとともに、会員同士の親睦を深め、楽しくプレーできるよう、会の運営を図ることを目的とする。

第 5 章

1. 年度会員は、全日会員とする。
2. 年度会員とは、事務局の入会承認があり、且つ入会金の振込を完了したものとす。
3. 入会金は、いかなる理由があっても返金しない。
4. 年度会員は、ゴルフ場が定める年度会員料金でプレーすることができる。
5. 年度会員は、受付の際必ず「会員カード」をフロントに提示することを要する。
6. 年度会員資格の有効期限は、平成 29 年 1 月 1 日より平成 29 年 12 月 31 日までとする。
7. 年度会員が次の各項に該当する場合、事務局は年度会員の資格の一時停止、除名等の処置をとることが出来る。
 - ①橿形ゴルフ倶楽部の名誉を棄損または、秩序を乱した場合
 - ②反社会的勢力、暴力団もしくはその関係者と認められた場合
 - ③会員カードを本人以外のものが使用した場合
 - ④ゴルフ場の利用約款に違反した場合
 - ⑤その他事務局において、処分が適当と判断する行為があった場合
8. 年度会員は、次の場合その資格を失う。
 - ①資格の有効期間が満了した場合
 - ②退会・除名・死亡した場合
9. 年度会員の資格は他に譲渡することはできない。

第 6 章 その他必要な規約は事務局において別途定める。